

I. 反対尋問

- 5 1. 乙はAに対して「痛めつけてやりたい」という意思を有したうえで頭部に対して打撃を加えているものの、それが直ちに殺害の故意に結び付くのは早計ではないか。
2. 検察側は甲に傷害致死罪、乙に殺人罪を適用したうえで主体が異なれば死の二重評価には及ばないとしているがそれはなぜか。
- 10 3. 検察側は危険の現実化説を採用しているが、それだと危険の概念と判断基準が不明確ではないか。

II. 学説の検討

A説、B-2説について

検察側と同様の理由により採用しない。

15

B-1説について

検察側の主張通り、行為時の危険と行為後の危険とが論理的に区別し得るのか疑問である¹。また、行為時の危険と行為後の危険を截然と区別する理論的正当性はない。

したがって、弁護側もこの説を採用しない。

20

C説について

そもそも刑法上の因果関係とは、一つの構成要件要素として構成要件該当性判断の対象になるものであるから、事実的な条件関係が認められるだけでなく、さらに刑法の規範的見地からこれに限定が加えられなければならない²。加えて、因果関係は刑罰という重い責任を科す根拠となる要素である以上、判断の際には明確な基準を用いるべきである。

25

確かに検察側が採用する客観的帰属説は、客観的事実に基づいた判断は可能になる。しかし、この説でいう「危険」は、科学的危険を意味しているところ、どの程度の危険が重大で因果関係の肯定に結びつくのかは、科学法則から明らかになるわけではない。また、危険がいかなるプロセスを経て現実化した場合に因果関係を肯定するかも、科学法則的に明らかにすることは不可能である³。

30

したがって、弁護側もこの説を採用しない。

¹ 西田典之『刑法総論[第2版]』(弘文堂,2015年)103頁。

² 秋野弘武『刑法総論講義案[三訂補訂版]』(司法協会,2011年)88頁。

³ 大谷寛『刑法講義総論[新版第4版]』(成文堂,2012年)222頁。

B-3 説について

因果関係は行為者にとって偶然的なものを帰責の範囲から除外するのに必要であり、また、構成要件は責任類型として責任非難の前提になるものだから、行為当時に行為者が認識した特別の事情をも判断の基礎とする折衷説が妥当である。

- 5 検察側はこの説に対して行為者の主観を判断の基礎におくのは妥当でないと非難する。しかし、刑法は、社会通念上偶然とはいえない結果について行為者に責任を問い、一般予防および特別予防の効果を目指すべきであるから、一般人にとっては偶然のように見えても、行為者にとって必然であるものについては刑法上の因果関係を認めるべきである。また、相当因果関係説の狙いは、条件関係が認められる結果のうち、行為者の支配によらない偶然的な結果を排除することにあるところ、行為者が認識・予見している特別な事情があれば、行為者はそれを支配できるのであるから、そうした支配可能性という観点からみると、行為者が特に認識・予見していた事情を一般人の認識または予見しうる事情と同列に扱っても不当ではない。

したがって、弁護側はこの説を採用する。

15

Ⅲ. 本問の検討

第1. 甲の罪責について

1. 甲のAの頭部を滅多打ちにした行為につき傷害罪(刑法第204条)が成立しないか。

20 甲はAの頭部を洗面器の底や革バンド等で滅多打ちにし、内因性高血圧性橋脳内出血を起こさせ意識不明の状態に陥らせており、これは人の生理的機能を障害する行為にあたるため「傷害」といえる。

また、甲には傷害の故意(38条1項前段)もある。

したがって、甲には傷害罪が成立するように思える。

25 もっとも、Aは死亡しているところ甲には傷害罪の結果的加重犯である傷害致死罪(205条)が成立しないか。

(2) 上記の通り、甲は傷害罪の実行行為を行っている。また、Aには死亡結果が生じている。では、実行行為と結果との間に因果関係が認められるか。本件において、乙という第三者がAに対して角材で殴打するという介在事情が存在するため問題となる。

30 ア. 因果関係が認められるためには、条件関係の存在を前提に、一般人の社会生活上の経験に照らして通常その行為から結果が発生することが「相当」と認められる必要がある。

今回、弁護側は相当性判断を行う際、行為時に一般人が知り得た事実及び行為者が特に知っていた事情を基礎として相当性を判断する。

イ. 本件において、甲の行為がなければAは死亡しなかったため条件関係は認められる。

35 甲はAに対して傷害行為を行い、その後Aを建築会社の資材置き場に自動車で運び、同所に放置してから立ち去ったが、その後に偶然通りがかった乙がAに対して角材で殴打するという介在事情が存する。もっとも、真夜中深夜0時の港の資材置場という、通常人が

出入りしない時間帯・場所に人が、通りがかかるということは予見し難い。さらに、そこに放置された A を日ごろから痛めつけてやりたいと思っていた者が現れるということは通常知りえないことであり、単なる偶然に過ぎない。そのため、乙の出現は、一般人はもちろん、行為者である甲でさえ当然予見できなかった事情であるため相当性の判断基底から外れる。

ウ. そして、甲は A に対し、洗面器の底や革ベルトを用いて殴打しているが、これらは重量もない上人を死に至らしめる程硬いものではなく、どれだけ強く殴打したところで通常これによって人が死亡することは考えにくい。したがって、一般人の社会生活上の経験に照らして通常甲の当該行為から死亡結果が発生することは「相当」とは認められない。

したがって、甲の行為と A の死亡結果との間に因果関係は認められない。

(3) 以上より甲には傷害致死罪は成立せず、傷害罪が成立するとどまる。

第2. 乙の罪責について

1. 乙が A を角材で殴打した行為につき傷害致死罪(205 罪)が成立しないか。

乙は港に倒れていた A の頭部に対して角材を数回振り下ろしており、A の死期が早まっているため「傷害」といえる。

また、それにより A は内因性高血圧性橋脳内出血の脳出血が拡大し死亡結果もみられる。

2. もっとも、乙の行為と A の死亡結果との間に因果関係が認められるか。

本件において、A は内因性高血圧性橋脳内出血を発生させているが、A の脳内で出血が起きていることは通常外部からは知りえない為、一般人に予見可能性はなかったといえる。

また、乙もこれについて知らないため相当性の判断基底から外れる。

次に、乙は角材(130cm×4cm×5cm)という殺傷能力の非常に高いものを用いて、A の頭部を数回殴打している。これについて、頭部は人の生命保持にとって非常に重大な部分であり中枢部である。そのため、乙の当該行為は A の死亡結果を惹起する高度の危険性を有する行為といえ、一般人の社会生活上の経験に照らして通常その行為から死亡結果が発生することは「相当」といえる。

したがって、乙の行為と A の死亡結果との間に因果関係が認められる。

3. 次に、傷害致死罪はその基本犯である傷害罪の結果的加重犯であるところ、その基本犯についての故意が認められれば、当然に結果的加重犯についての故意も認められる。

本件において、乙は A を「痛めつけてやりたい」と考えており、傷害の故意があった為、傷害致死罪の故意も認められる。

4. 以上より乙には傷害致死罪が成立する。

IV. 結論

1. 甲の本件行為につき傷害罪(204 条)が成立し、かかる罪責を負う。

2. 乙の本件行為につき傷害致死罪(205 条)が成立し、かかる罪責を負う。

以上